

新たな担い手となる市民後見人

成年後見制度の利用が増加する一方で、親族が成年後見人等を担うことが困難なケースが増加することが見込まれています。

市民後見人は、地域における支え合いの観点から、弁護士・司法書士などの専門職以外の新たな権利擁護の担い手として、今後、活躍が期待されています。

市民後見人は、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすために、重要な役割を果たすんだね。



糸島市イメージキャラクター
いとゴン

申込・問い合わせ先

糸島市社会福祉協議会 電話 324-1660 FAX 324-3166
住所：糸島市潤一丁目22番1号 糸島市健康福祉センター あごら 内

※この研修は、糸島市の委託を受けて、糸島市社会福祉協議会が行っています。

申込日：令和 年 月 日

糸島市市民後見人養成研修

受講申込書

- ◇ 郵送、持参の場合は、上記、糸島市社会福祉協議会まで
- ◇ FAXの場合は、324-3166まで

ふりがな				電話： ()
氏名				携帯電話： - -
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	性別	男 ・ 女	
住所	〒 -	市外在住者 記入	勤務先：	
受講動機	<input type="checkbox"/> 市民後見人として活動したい <input type="checkbox"/> 親族を後見している(予定している) <input type="checkbox"/> 自分の将来のため <input type="checkbox"/> 介護・福祉等の仕事をしている上での必要性 <input type="checkbox"/> その他 ()			

糸島市市民後見人養成研修 参加者募集

～安心して暮らせる地域をつくる 社会貢献のカタチ～

超高齢化社会が進むに伴い、認知症高齢者はもとより、身寄りのない高齢者の独居や夫婦世帯が急増し、他方では支援が必要な障がい者の増加も目立っています。これら皆さんの安心、安全な生活を確保するためには、成年後見制度の利用を促進することが最も重要です。

そこで糸島市では、市民の皆様が成年後見制度を安心して利用できるよう、身近な市民という立場から、制度を必要とする高齢者や知的障がいなどがある人を支えるしくみである「市民後見人」を養成するための養成講座を開催します。

応募要件及び応募要領

- 1 応募要件（次の全てを満たしている人）
 - ◇ 糸島市に在住または在勤の20歳以上75歳未満の人
 - ◇ 成年後見制度、地域の高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解があり、市民後見人として活動する意思のある人
 - ◇ 民法第847条に定める後見人の欠格事由に該当していないこと
 - *家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人
 - *破産者 など
 - ◇ 全ての課程を受講できる人
- 2 講座期間 令和元年11月2日（土）から令和2年2月22日（土）
- 3 開催場所 糸島市健康福祉センター あごら 【糸島市潤一丁目22番1号】
- 4 参加費 3,000円（テキスト代）
※初回、受付時に徴収します。
- 5 応募方法
 - ◇ 糸島市ホームページ及び糸島市社会福祉協議会ホームページ、申込書設置場所で備え付けの受講申し込み書で応募
 - ◇ 申込書設置場所 ○市役所福祉支援課、介護・高齢者支援課 ○糸島市社会福祉協議会
○地域包括支援センター ○各校区公民館
- 6 締め切り 令和元年10月20日（日）
- 7 その他
 - ◇ 本養成講座の受講により、成年後見人等、専門職の資格が得られるものではありません。

開催日程

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
令和元年 11月2日(土)	11月9日(土)	11月16日(土)	11月30日(土)	12月21日(土)
6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
令和2年 1月11日(土)	1月18日(土)	2月1日(土)	2月15日(土)	2月22日(土)

※時間は原則、午前10時から午後4時まで(研修内容により異なる場合があります)

糸島市市民後見人養成研修カリキュラム

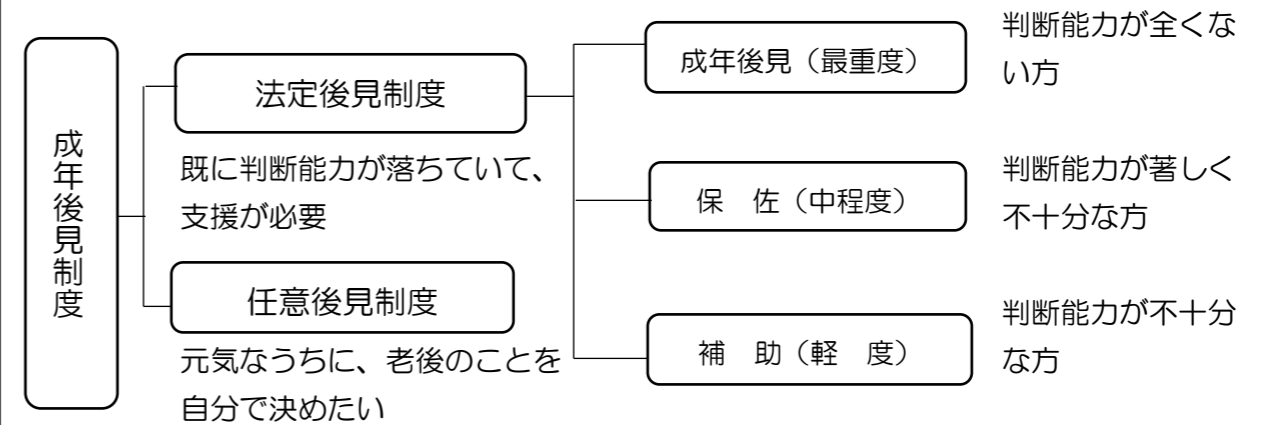
【法律事務関係】<22時間>			
研修科目	受講時間	研修科目	受講時間
地域後見の実現	1時間	後見人等の必要な民法のポイント	4時間
相続法のあらまし	2時間	遺言のあらまし	2時間
法定後見のあらまし	3時間	任意後見移行型のあらまし	3時間
死後事務と生活支援	2時間	後見実務(収支計算書・事務処理日誌の作成)	2時間
税金の話	1時間	家庭裁判所における成年後見制度の取扱い	2時間
【福祉・介護関係】<17時間>			
研修科目	受講時間	研修科目	受講時間
地域福祉と市民後見人の役割	2時間	日常生活自立支援事業	1時間
社会保障	2時間	ホームサービスと施設サービス	2時間
後見人とケアプランの関与	1時間	障害者後見の実務	2時間
障害者行政の動向	2時間	認知症とその対策	2時間
地域包括ケアシステムと地域医療	2時間	年金制度のあらまし	1時間
【その他】<11時間>			
研修科目	受講時間	研修科目	受講時間
後見人実務に関するゼミナール	4時間	ボランティア活動	1時間
課題研究発表	2時間	座談会	1時間
開講式	1時間	ガイダンス	1時間
閉講式	1時間		

成年後見制度の概要

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の財産の管理や福祉サービスの契約の締結を、本人の意思を尊重しながら行うことで、権利を守り、法律的に生活を支援するものです。

この制度には、既に判断能力が落ちていて、支援が必要な場合に申し立てる「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分になった時に備えて、自分で後見人等を決めておく「任意後見制度」があります。また、法定後見制度には「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあり、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が選任します。

成年後見制度の仕組み



成年後見人の役割

成年後見人には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の2つの役割があります。

【財産管理】

本人に代わって財産の管理をします。財産を維持するだけでなく、処分することも含まれます。

- 「たとえば」
- *印鑑や通帳の管理
 - *収支の管理(支払いなど)
 - *不動産の管理など

【身上監護】

被後見人の生活や健康に配慮して、安心して生活を送れるように契約などの法律行為を行います。

- 「たとえば」
- *家の賃貸契約の更新手続き
 - *介護サービスや福祉施設の手続き
 - *生活状況の確認など